

使用料の改定内容（歴史民俗博物館）

改定の内容

改定前				改定後			
入館料				入館料			
区分		常設展示		区分		常設展示	
		個人	団体			個人	団体
市外に住所を有する者		市内に住所を有する者及び市外に住所を有する小学校就学前の者		市外に住所を有する者		市内に住所を有する者及び市外に住所を有する小学校就学前の者	
		小学校、中学校又はこれらに準ずる学校の児童又は生徒				小学校、中学校又はこれらに準ずる学校の児童又は生徒	
		高等学校、大学又はこれらに準ずる学校の生徒又は学生				高等学校、大学又はこれらに準ずる学校の生徒又は学生	
上記以外の者		200円	150円	上記以外の者		300円	250円

改定の適用日

令和4年10月1日

問い合わせ先

歴史民俗博物館 ☎587-4410